



平成24年11月22日

各位

会社名 三菱電機株式会社
代表者名 執行役社長 山西 健一郎
(コード番号 6503 東証第一部)
問合せ先 広報部長 諸岡 暢志
(TEL 03-3218-2332)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成23年7月20日から公正取引委員会の検査を受けていた一部の自動車用部品の取引に関し、平成24年11月22日に公正取引委員会から、独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令と14億1031万円の課徴金納付命令を受けました。

当社は、命令を受けたことを厳粛に受け止め、命令に従う予定です。また、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

お客様をはじめ、関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くおわび申し上げます。

なお、課徴金納付に伴う平成25年3月期の連結業績予想の修正はありません。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、一部の自動車用オルタネータ・スタータの取引に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反行為があったとして、次の排除措置をとることを命じられました。

- ・違反行為を取りやめていることを確認すること
- ・他の違反事業者と自動車メーカーに措置を通知すること
- ・独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底を図ること
- ・定期的な研修・監査を実施すること等

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：14億1031万円

納付期限：平成25年2月25日

3. 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

自動車機器事業本部では、平成23年10月1日付けで自動車機器コンプライアンス室を設置し、内部規程の見直しやコンプライアンスに関する従業員の再教育を行ってきました。

また、独占禁止法のみならず各法令の遵守を強固なものとし実効を高めるため、当社から独立した外部委員を含めて構成した特別委員会に提言を求め、全社レベルでの再発防止策を策定しているところです。

再発防止策は、平成24年10月1日付けで全ての本部内に設置したコンプライアンス部を中心に展開し、コンプライアンスの再徹底とさらなる強化に全社を挙げて取り組んでまいります。

以上

(参考) 当期連結業績予想（平成24年10月31日公表分）及び前期連結実績

	売上高	営業利益	税引前 当期純利益	当社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想 (平成25年3月期)	百万円 3,640,000	百万円 200,000	百万円 180,000	百万円 120,000
前期連結実績 (平成24年3月期)	百万円 3,639,468	百万円 225,444	百万円 224,080	百万円 112,063